

議案提出書

意見書案第 3 号 教育の一層の充実を図るための令和4年度政府予算に関する意見書

上記の議案を別紙のとおり岡山市議会会議規則第15条第1項の規定により提出します。

令和3年9月13日

市議会議長 和 氣 健 様

提出者	市議会議員	赤 木 一 雄
	”	千 間 勝 己
	”	東 毅
	”	田 尻 祐 二
	”	平 元 道 隆
	”	岡 崎 隆
	”	小 林 寿 雄
	”	鬼 木 のぞみ

教育の一層の充実を図るための令和4年度政府予算に関する意見書

日本は、OECD諸国に比べて、1学級当たりの児童生徒数や教員1人当たりの児童生徒数が多くなっている。また、障害者差別解消法の施行に伴う障害のある子どもたちへの合理的配慮への対応、外国につながる子どもたちへの支援、いじめ・不登校などの課題、貧困や児童虐待への対応など、学校を取り巻く状況は複雑化、困難化しており、学校に求められる役割は拡大している。また、新型コロナウイルス感染拡大防止のための「新しい生活様式」における教育活動の展開も喫緊の課題となっている。こうした新たな教育課題解決のために、少人数教育の推進を含む計画的な教職員の配置や定数改善が必要である。このことは、「教職員の働き方改革」を進める上でも絶対に避けて通ることができない課題でもある。

そのような中、少人数によるきめ細かな指導体制の計画的な整備について義務標準法を改正し、令和3年度より小学校について学級編制の標準を5年かけて35人に計画的に引き下げることとし、必要な教職員定数の改善を図ることとなった。

しかしながら、中学校については今後の検討課題として見送られており、35人以下学級で学んだ小学生が進学する令和8年度以降を見据えた中学校における義務標準法の改正は、自治体が見通しを持って安定的に教職員を配置するためにも重要な課題であり、国庫負担に裏付けされた中学校における教職員定数の改善が必要である。

義務教育費国庫負担制度については、小泉政権下の「三位一体改革」の中で国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられ、これにより各自治体においては、財政的な不安定さが増し、厳しい財政状況の中、教育の充実に向け苦慮しているのが実情である。早急に義務教育費国庫負担を2分の1に復元すべきである。

また、毎夏の異常高温下では、学校等での教育活動に大きな制約が生じる事態となっており、国においては各教室にエアコンをつけるべく補助金を措置したところであるが、地方の負担超過による財政負担が大きく、通常教室以外の教室についてはその大半が未設置となっている。そのため、理科、音楽、美術、図工、技術・家庭科などは授業に大きな支障が出ており、また、少人数指導や別室登校の児童生徒の活動にも制約が生じている。こうした状況のもと、学校の余剰教室や特別教室へのエアコン設置は緊急の課題であると言える。幼稚園においてもマスク着用での教育活動となっている中、熱中症リスクは高まっており、保育室へのエアコン設置も重要な課題となっている。幼稚園・小学校・中学校の全教室にエアコンを設置するために必要な予算を早急に措置すべきである。

さらに、特別な支援を必要とする児童生徒が増加の一途をたどる中、特別支援コーディネーターには、校内支援体制の構築、校内委員会等の設置、保護者との就学相談、個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成、医療・福祉等の関係機関との連携など、多岐にわたる役割が求められている。特に、就学前から義務教育終了後を見通した教育支援の充実を図ることは大きな責務となってきた。しかし、多くの役割が求められるにもかかわらず、定数化されていないため、特別支援学級の担任等が特別支援コーディ

ネーターを兼務していることが多いのが現状である。業務量や責任の大きさ、授業と並行して行われる業務内容等を鑑みると、担任等との兼務ではなく、専任化すべきだと考える。

子どもの学ぶ意欲・主体的な取組を引き出す教育の役割は重要であり、そのための条件整備が不可欠である。

よって、国会及び政府におかれては、令和4年度政府予算編成において、下記の事項について実現するよう、強く要望する。

記

- 1 OECD諸国並みの豊かな教育環境の実現とともに、新型コロナウイルス感染拡大防止のための「新しい生活様式」を実現するために、少人数学級の着実な推進を図ること。
- 2 専任の生徒指導主事を全ての小学校に配置できるよう予算措置を行うこと。
- 3 地方が必要とする特別支援教育支援員を国の予算で配置できるようにすること。
- 4 障害のある子どもそれぞれの教育的ニーズを踏まえた適切な学びの場の提供や、一貫した教育支援の充実を図るため、特別支援コーディネーターを定数化するとともにそのための予算措置を行うこと。
- 5 幼稚園・小学校・中学校の全ての教室にエアコン設置を計画的に進められるよう必要な予算措置を行うこと。その際、施設整備に当たり地方自治体の負担超過となっている実態を直視し、必要な財源を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年9月16日

岡山市議会議長 和 氣 健